

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会

1 障がい児・者、医療的ケア児・者の「生きる」「暮らす」を守る医療・福祉サービス体制の充実について

要望内容
重度の障害児・者の生活を支えるために、地域で安心して医療型のショートステイやリハビリ等を受けられるよう、医療・福祉サービス提供体制の充実をお願いします。
(説明) 県内では、障がい者の成人移行後の福祉サービスにおいて、生活介護や訪問リハビリの新規受け入れを断られるなど、地域での生活に不安を抱えながら生活している障がい者が多くあります。
中でも中部圏域では、重度の障がい児者への医療・福祉体制が遅れています。福祉サービスを利用できる事業所、施設が少なく、専門職員人材不足などからサービスを断られる状況にあります。
さらに、医療型の連泊ショートステイは利用できず、一泊のサービスにおいても、ベッドの空きがないからと断られることが多いのが実態です。
また、医療面では、厚生病院には脳神経小児科の医師が常駐ではありません。
県内の障がい児・者が地域で安心して暮らしていくよう、医療・福祉サービス体制の充実をお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：障がい福祉課、医療政策課、子ども発達支援課、病院局〕
県においては、リハビリを行う理学療法士等の確保、定着に向けて修学資金制度による貸付けを従前から行っているほか、リハビリ専門職の資質向上に向けた研修支援を行うとともに、訪問リハビリテーションの普及に向けた支援を行うことで身近なところでもリハビリが受けやすい環境の整備に取り組んでいます。
重度障がい児者の受け入れを行う生活介護、短期入所事業所等に対しては、県独自に市町村との共助により事業所の運営に要する経費への助成を行うことで、重度障がい児者の支援体制の充実を図っているところです。
また、医療型ショートステイを利用しやすい環境を整備するため、医療型ショートステイ事業を実施する医療機関やショートステイ利用時の見守りを行うヘルパー事業所等への鳥取県独自の補助事業にも取り組んでいます。
なお、厚生病院の脳神経小児科の常駐医については、令和7年度に1名配置しており、今後も継続した配置が行えるよう引き続き鳥取大学に対して、医師確保の働きかけを行ってまいります。
今後もこうした支援を継続し、中部圏域の医療・福祉サービス提供体制の充実も含め重度障がい児の方々が、より安心して地域で暮らせるようなサービス提供体制の整備を推進してまいります。